

= お知らせ =

会員の皆様へ

車検・定期点検割引クーポンの精算について

「点検整備推進Webキャンペーン」(10月)で行われたクイズの賞品として下記の「車検・定期点検割引クーポン(5,000円割引券)」を100名の当選された皆様に送付しました。

この割引クーポンは、車検・定期点検及び一般整備(オイル交換等)時の料金割引クーポンとなります。

ご利用がありましたらクーポン券裏面の記載内容をご確認の上、料金の精算にご協力をよろしくお願ひします。

割引クーポン表面

車検・定期点検割引クーポン

No.

車検・定期点検

5,000円

割引券



このマークの
会員工場で
実施して
下さい!

安心と安全のマーク
車検・整備



使える会員工場は
こちらから



裏面をご確認下さい。

有効期限: 令和8年11月30日

割引クーポン裏面

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期限は、令和8年11月30日とします。
- 車検・定期点検料金から5,000円を割引します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣り銭のお返しはしません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。
また複写したものは使用できません。

HP



実施された自動車整備工場へ

- 割引券の利用があった場合は、請求金額から5,000円(税込)を割引して下さい。
- 下記の必要事項をご記入の上、振興会に割引券を持参し精算して下さい。
- 精算の期限は令和8年12月26日までとします。

<工場記入欄>

お客様のお名前

認証番号

8-

車両番号

実施工場名



**車検・点検整備は
AMS看板の県下整備工場へ**

(一社)山梨県自動車整備振興会
笛吹市石和町唐柏790(TEL055-262-4422)

自動車検査用機械器具の校正手数料改定のお知らせ

一般社団法人日本自動車機械工具協会より、自動車検査用機械器具の校正手数料改定について次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

自動車整備事業者 様

一般社団法人日本自動車機械工具協会

校正料金改定のお知らせ

(令和8年4月1日より実施)

平素より、当協会による校正業務の実施にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当協会における自動車検査用機械器具の機器別校正料金を改訂させていただくことになりました。

改定の背景と理由

当協会では1994年(平成6年)の改定以来、30年以上にわたり校正料金を据え置き、最小限の人員による効率的な運営や経費削減を徹底し、お客様へのご負担を抑える努力を続けてまいりました。

しかし近年、物価上昇に伴う消耗品やエネルギーコストの増加、さらに深刻な人手不足による人件費の高騰など、社会情勢の変化により従来の料金体系での安定した校正業務の提供が困難となっております。

このため、校正業務の品質を維持しつつ今後も継続的にご提供するため、料金改定を実施させていただくことになりました。

改定の実施日

◎令和8年4月1日(2026年4月1日)より新料金を適用

※新しい料金表は別添をご参照ください。

今後の取組み

今後も当協会では以下の取組みを通じて、校正業務の一層の信頼性確保、利便性の向上、そして持続可能な運営体制の構築に努めてまいります。

- ◎校正業務の品質維持と精度の向上に努めます。
- ◎迅速で効率的な業務体制の構築に努めてまいります。
- ◎安定的で持続可能な校正業務の提供を続けてまいります。

お客様へのお願い

このたびの改定は、今後も安定した校正業務を継続してご提供するために必要な措置でございます。大変心苦しくはございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

一般社団法人日本自動車機械工具協会

校正部 校正課

TEL: 03-3203-5199

校正手数料及び旅費の額

1. 定期校正の手数料

(1) 基本料金 1事業場当たり 6,100円

(2) 機器別料金

機 器		1台当たりの料金	
サイドスリップ・テスト		4,600円	
ブレーキ・テスト	一般型	9,400円	
	二輪車用	8,600円	
前照灯試験機	自動方式	26,100円	
	一般型	4,600円	
	投影方式	6,800円	
	半自動方式	15,600円	
音量計		2,000円	
速度計試験機		4,000円	
ブレーキ・速度計複合試験機		ブレーキ・テストと速度計試験機の合計額	
一酸化炭素測定器 (COテスト)		4,000円	
炭化水素測定器 (HCテスト) (メータがデジタル式の場合は、すべて2レンジ扱い)	2レンジ	4,000円	
	3レンジ	5,200円	
	4レンジ	6,300円	
一酸化炭素・炭化水素複合測定器 (CO・HCテスト)	一般型	一酸化炭素測定器と炭化水素測定器の合計額	
	自動方式	8,300円	
黒煙測定器 (DSテスト)		3,500円	
オバシメータ		3,200円	
ダイナミック・ホイールアライメント・テスト		24,200円	
コンピュータ・システム (機器別加算料金)	サイドスリップ・テスト	1,800円	
	ブレーキ・テスト	3,800円	
	前照灯試験機	一般型	1,800円
		投影方式	2,800円
		半自動方式	
	自動方式	6,200円	
	速度計試験機	1,600円	
	一酸化炭素測定器	1,600円	
	炭化水素測定器	1,600円	
	黒煙測定器	1,400円	
オバシメータ	1,300円		

2. 臨時校正 (定期校正巡回時以外に実施する校正等) の手数料

(1) 基本料金 1事業場当たり 8,800円

(2) 機器別料金 定期校正の機器別料金と同額

3. 消費税

校正手数料の総額 (基本料金プラス機器別料金) に消費税率 (地方消費税分を含む。) を乗じた額とする。

4. 旅費

特別の事由により校正を行う場合は、1、2及び3のほか、旅費の実費を受けることができる。

備考

(1) 協会の都合等により校正の有効期間を短縮して定期校正を行い、有効期間満了日が繰り上がった場合は、その月数に応じて基本料金及び機器別料金を減額することができる。

(2) 協会に持ち込まれた機器を校正した場合は、機器別料金及び消費税のみとする。

※ 詳しくは、自動車整備振興会ホームページ・トップページ、お知らせ欄「自動車検査用機械器具の校正手数料改定について」をご確認ください。

令和9年用点検整備済ステッカー貼付のお知らせ

令和8年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、令和9年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

令和7年11月より販売しております令和9年用ステッカーは、整備事業者等が前面ガラスに貼付できる期間は、令和9年9月30日までと指定されておりますので、購入時にはご注意ください。また、点検整備済みステッカーの出納等については、今後も厳正な管理をお願いします。

〈参考〉

「令和9年用点検整備済ステッカー」は、令和8年1月1日以降に自家用乗用車、令和8年7月1日以降に自家用貨物車、令和8年10月1日以降に事業用貨物車等に貼付しますが、詳細は自動車点検基準をご参照下さい。

新規検査時のオプションパーツ取扱い変更のお知らせ


国土交通省より、新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について



- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構(機構)に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする(令和8年1月施行)。

自動車メーカー



完成検査

自動車ディーラー



完成検査証

運輸支局(新規登録)



車検証

新規登録後



ナンバープレート

《オプション取付け》

完成検査時と相違のため現車提示が必要



機構が保安基準適合性を審査

《今回措置》

一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

オプションパーツの例



【エアロパーツ類】



【バイザー類】



【ルーフ・ラック類】



【泥よけ類】

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

※ 詳しくは、国土交通省 関東運輸局 山梨運輸支局 整備課に
(TEL 055-261-0880④) お問い合わせください。

9

中古車の新規検査等における寸法等の取扱いについて

国の通達に基づき、令和8年1月5日から使用の過程にある自動車の新規検査及び予備検査において以下のとおり取扱います。

この取扱いを適用せず、提示した自動車の状態での長さ、幅及び高さ並びに車両重量の測定を希望される場合は、必ず検査担当者に申し出てください。

次のいずれかに該当する場合には、提示された自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量と登録識別情報等通知書等に記載されている長さ、幅及び高さ並びに車両重量が同一であるものとして取扱います。

- ①簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ②指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

- 注1. 新規検査又は予備検査を受検する「新車」は、この取扱いの対象となりません。
- 注2. 受検車両と登録識別情報等通知書の記載内容の相違点（長さ、幅及び高さ並びに車両重量を除く。）が、施行規則第38条第8項各号の「構造等変更検査を命ずる事由」に該当する場合には、この取扱いを適用することはできません。
- 注3. 寸法等が同一であるものとして取扱うことと、保安基準に適合しているかどうかは別ものです。

※ ご不明な点については検査担当者にお問い合わせください。